

公印割印省略



30小健第126
平成30年4月3日

小郡三井医師会
会長 白石恒明 様

小郡市長 加地良光
(保健福祉部健康課)

平成30年度小郡市民の健康づくり推進協議会委員の推薦について（依頼）

春暖の候、貴職におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、本市の保健事業の推進につきましては、日頃より多大なるご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件に関しまして、小郡市民の健康づくり推進協議会規約により、貴医師会より4名を別紙にて推薦していただきますようお願いいたします。4名の委員のうち、規約第5条により、「会長1名（小郡三井医師会代表）」を置くこととなりますので、申し添えます。

なお、前年度より引き続きご就任いただく委員の方につきましても、同様に推薦していただきますようお願いいたします。

さっそくですが、第1回小郡市民の健康づくり推進協議会を5月下旬に開催予定でございます。

新委員の推薦をいただいた後に、あらためて開催のご案内をさせていただきますことをご了承お願い申し上げます。

担当：健康課 総務係 坂田 TEL：0942-72-6666（内線123） FAX：0942-72-6477
--

宛 名	小郡市保健福祉部健康課総務係 宛 FAX 番号 7 2 - 6 4 7 7																				
内 容	平成30年度 小郡市民の健康づくり推進協議会委員名について (推薦) このことについて、下記のとおり推薦します。 記 小郡三井医師会 <table border="1" data-bbox="304 1077 1425 1720"> <thead> <tr> <th>役職名</th><th>氏 名</th><th>住 所</th><th>電話番号</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会長</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>委員</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>委員</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>委員 (女性)</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> 平成30年5月1日までに推薦をお願いします。	役職名	氏 名	住 所	電話番号	会長				委員				委員				委員 (女性)			
役職名	氏 名	住 所	電話番号																		
会長																					
委員																					
委員																					
委員 (女性)																					
発信者	小郡三井医師会 ご担当者名 _____																				

小郡市民の健康づくり推進協議会規約

(名称及び事務局)

第1条 この会は、小郡市民の健康づくり推進協議会（以下「本会」という。）と称し、事務局を小郡市役所保健福祉部健康課に置く。

(目的)

第2条 本会は、市民の健康づくりを進めるために知識の普及及び地域、家庭、職場ぐるみの健康活動を助長し、明るく健康で住みよいまちづくりに寄与することを目的とする。

(組織)

第3条 本会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者を市長が委嘱する。

小郡三井医師会代表4名、小郡三井歯科医師会代表2名

北筑後保健福祉環境事務所代表1名、小郡市老人クラブ連合会代表2名

小郡市区長会代表1名、小郡市協働のまちづくり推進連絡会議代表1名

小郡市健康を守る母の会代表2名、小郡市社会福祉協議会代表1名

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

(1) 市の保健行政に対する必要な調査及び診査を行い、市長に意見具申を行う。

(2) 市民の健康づくりに必要な知識の普及徹底と意識の高揚。

(3) 地域、家庭、職場ぐるみの健康助長。

(4) その他、本会の目的達成と発展に必要な事業。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

会長 1名（小郡三井医師会代表）

副会長 2名（小郡市区長会代表、小郡三井歯科医師会代表）

(役員の職務)

第6条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 委員は、委員会を構成し、事業を執行する。

ただし、委員に支障がある場合には、代理をもってその人にあてることができるものとする。

(役員の任期)

第7条 役員の任期については、それぞれの団体の当該職の期間とする。

(庶務)

第8条 本会の庶務は、市役所保健福祉部健康課で処理する。

(会議)

第9条 本会の会議は、委員会とし、会長が召集する。

2 会長は、会議の議長となり議事を整理する。

3 委員会は、毎年2回以上開催する。

(議決)

第10条 委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立し、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第11条 この規約に定めるもののほか、推進協議会の運営に必要な事項は会長がこれを定める。

附 則

この規約は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成14年6月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成17年5月30日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年5月31日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年8月30日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年5月29日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年11月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年5月27日から施行する。